

## 防除作業従事者研修用テキスト 改訂箇所一覧

防除作業従事者研修用テキストの最新版は「第 6 版 第 2 刷」です。お手持ちのテキストによっては最新版で改訂されている箇所について、お知らせいたします。

### 【一部改訂箇所】

#### 第 6 版 第 1 刷からの改訂箇所

該当箇所	改訂前	改訂後																																								
目次 V 下から 14 行目	4-4 ペストコントロールオペレーター (PCO:Pest Control Operator) の役割…………… 32	4-4 ペストコントロールオペレーター (PCO:Pest Control Operator、 <b>防除作業従事者</b> ) の役割…………… 32																																								
目次 IX 2 行目	11-2-3 処理に当たっての注意事項…………… 119	11-2-3 <b>薬剤</b> 処理に当たっての注意事項…………… 119																																								
目次 IX 10 行目	12-2-3 処理に当たっての注意事項…………… 125	12-2-3 <b>薬剤</b> 処理に当たっての注意事項…………… 125																																								
第 1 章 p4 下から 3 行目	⑤ 防毒マスク及び消火器	⑤ 防毒マスク又は <b>防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具</b> 及び消火器																																								
第 4 章 p32 8 行目	4-4 ペストコントロールオペレーター (PCO:Pest Control Operator) の役割	4-4 ペストコントロールオペレーター (PCO:Pest Control Operator、 <b>防除作業従事者</b> ) の役割																																								
第 5 章 p40 表 5-1	表 5-1 殺鼠剤の分類	表 5-1 殺鼠剤の分類																																								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>区分</th> <th>関連法律</th> <th>適用</th> <th>所管官庁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>疾病予防</td> <td>医薬品・医薬部外品</td> <td>医薬品医療機器等法</td> <td>承認・許可</td> <td>厚生労働省</td> </tr> <tr> <td>作物の保護</td> <td>農薬</td> <td>農薬取締法</td> <td>登録</td> <td>農林水産省</td> </tr> <tr> <td>家畜・動物保護</td> <td>動物用医薬品・医薬部外品</td> <td>医薬品医療機器等法</td> <td>承認・許可</td> <td>農林水産省</td> </tr> </tbody> </table>	対象	区分	関連法律	適用	所管官庁	疾病予防	医薬品・医薬部外品	医薬品医療機器等法	承認・許可	厚生労働省	作物の保護	農薬	農薬取締法	登録	農林水産省	家畜・動物保護	動物用医薬品・医薬部外品	医薬品医療機器等法	承認・許可	農林水産省	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>区分</th> <th>関連法律</th> <th>適用</th> <th>所管官庁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>疾病予防</td> <td>医薬品・医薬部外品</td> <td>医薬品医療機器等法</td> <td>承認・許可</td> <td>厚生労働省</td> </tr> <tr> <td>作物の保護</td> <td>農薬</td> <td>農薬取締法</td> <td>登録</td> <td>農林水産省</td> </tr> <tr> <td>家畜・動物保護</td> <td>動物用医薬品・医薬部外品</td> <td>医薬品医療機器等法</td> <td>承認・許可</td> <td><b>厚生労働省、</b> 農林水産省</td> </tr> </tbody> </table>	対象	区分	関連法律	適用	所管官庁	疾病予防	医薬品・医薬部外品	医薬品医療機器等法	承認・許可	厚生労働省	作物の保護	農薬	農薬取締法	登録	農林水産省	家畜・動物保護	動物用医薬品・医薬部外品	医薬品医療機器等法	承認・許可	<b>厚生労働省、</b> 農林水産省
対象	区分	関連法律	適用	所管官庁																																						
疾病予防	医薬品・医薬部外品	医薬品医療機器等法	承認・許可	厚生労働省																																						
作物の保護	農薬	農薬取締法	登録	農林水産省																																						
家畜・動物保護	動物用医薬品・医薬部外品	医薬品医療機器等法	承認・許可	農林水産省																																						
対象	区分	関連法律	適用	所管官庁																																						
疾病予防	医薬品・医薬部外品	医薬品医療機器等法	承認・許可	厚生労働省																																						
作物の保護	農薬	農薬取締法	登録	農林水産省																																						
家畜・動物保護	動物用医薬品・医薬部外品	医薬品医療機器等法	承認・許可	<b>厚生労働省、</b> 農林水産省																																						
第 5 章 p42 20 行目	0.0025%の <b>顆粒とブロッタ</b> の毒餌が販売されています。	0.0025%の <b>粒剤や固型剤</b> の毒餌が販売されています。																																								
第 5 章 p42 表 5-2a	表 5-2 主な殺鼠剤の毒餌中の含有量	表 5-2 主な殺鼠剤の毒餌中の含有量																																								
	<p>a そのまま使用する殺鼠剤</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>殺鼠剤名</th> <th>含有量 (%)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シリロシド</td> <td>0.04 ~ 0.5</td> <td>粒剤、固型</td> </tr> <tr> <td>燐化亜鉛</td> <td>1 ~ 3</td> <td>粉剤、粒剤</td> </tr> <tr> <td>ワルファリン</td> <td>0.025 ~ 0.1</td> <td>粉末、粒剤、<del>錠剤</del>、固型</td> </tr> <tr> <td>クマテトラリル</td> <td>0.05</td> <td>粒剤</td> </tr> <tr> <td>ジフェチアロール</td> <td>0.0025</td> <td>粒剤</td> </tr> </tbody> </table>	殺鼠剤名	含有量 (%)	備 考	シリロシド	0.04 ~ 0.5	粒剤、固型	燐化亜鉛	1 ~ 3	粉剤、粒剤	ワルファリン	0.025 ~ 0.1	粉末、粒剤、 <del>錠剤</del> 、固型	クマテトラリル	0.05	粒剤	ジフェチアロール	0.0025	粒剤	<p>a そのまま使用する殺鼠剤</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>殺鼠剤名</th> <th>含有量 (%)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シリロシド</td> <td>0.04 ~ 0.5</td> <td>粒剤、固型<b>剤</b></td> </tr> <tr> <td>燐化亜鉛</td> <td>1 ~ 3</td> <td>粉剤、粒剤</td> </tr> <tr> <td>ワルファリン</td> <td>0.025 ~ 0.1</td> <td>粉<b>剤</b>、粒剤、固型<b>剤</b></td> </tr> <tr> <td>クマテトラリル</td> <td>0.05</td> <td>粉<b>剤</b></td> </tr> <tr> <td>ジフェチアロール</td> <td>0.0025</td> <td>粒剤、固型<b>剤</b></td> </tr> </tbody> </table>	殺鼠剤名	含有量 (%)	備 考	シリロシド	0.04 ~ 0.5	粒剤、固型 <b>剤</b>	燐化亜鉛	1 ~ 3	粉剤、粒剤	ワルファリン	0.025 ~ 0.1	粉 <b>剤</b> 、粒剤、固型 <b>剤</b>	クマテトラリル	0.05	粉 <b>剤</b>	ジフェチアロール	0.0025	粒剤、固型 <b>剤</b>				
殺鼠剤名	含有量 (%)	備 考																																								
シリロシド	0.04 ~ 0.5	粒剤、固型																																								
燐化亜鉛	1 ~ 3	粉剤、粒剤																																								
ワルファリン	0.025 ~ 0.1	粉末、粒剤、 <del>錠剤</del> 、固型																																								
クマテトラリル	0.05	粒剤																																								
ジフェチアロール	0.0025	粒剤																																								
殺鼠剤名	含有量 (%)	備 考																																								
シリロシド	0.04 ~ 0.5	粒剤、固型 <b>剤</b>																																								
燐化亜鉛	1 ~ 3	粉剤、粒剤																																								
ワルファリン	0.025 ~ 0.1	粉 <b>剤</b> 、粒剤、固型 <b>剤</b>																																								
クマテトラリル	0.05	粉 <b>剤</b>																																								
ジフェチアロール	0.0025	粒剤、固型 <b>剤</b>																																								
第 5 章 p43 表 5-2b	<p>b 加工して使用する殺鼠剤</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>殺鼠剤名</th> <th>含有量 (%)</th> <th>使 用 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シリロシド</td> <td>0.5</td> <td>10 ~ 20 倍に希釈</td> </tr> <tr> <td>ワルファリン</td> <td>0.5 ~ 1</td> <td>粉剤、粒剤</td> </tr> <tr> <td>クマテトラリル</td> <td>0.75</td> <td>粉末</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>*2) *3)</small></p>	殺鼠剤名	含有量 (%)	使 用 法	シリロシド	0.5	10 ~ 20 倍に希釈	ワルファリン	0.5 ~ 1	粉剤、粒剤	クマテトラリル	0.75	粉末	<p>b 加工して使用する殺鼠剤</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>殺鼠剤名</th> <th>含有量 (%)</th> <th>使 用 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シリロシド</td> <td>0.5</td> <td><b>粉剤</b> 10 ~ 20 倍に希釈</td> </tr> <tr> <td>ワルファリン</td> <td>0.5 ~ 1</td> <td>粉剤</td> </tr> <tr> <td>クマテトラリル</td> <td>0.75</td> <td>粉<b>剤</b></td> </tr> </tbody> </table> <p><small>*2) *3)</small></p>	殺鼠剤名	含有量 (%)	使 用 法	シリロシド	0.5	<b>粉剤</b> 10 ~ 20 倍に希釈	ワルファリン	0.5 ~ 1	粉剤	クマテトラリル	0.75	粉 <b>剤</b>																
殺鼠剤名	含有量 (%)	使 用 法																																								
シリロシド	0.5	10 ~ 20 倍に希釈																																								
ワルファリン	0.5 ~ 1	粉剤、粒剤																																								
クマテトラリル	0.75	粉末																																								
殺鼠剤名	含有量 (%)	使 用 法																																								
シリロシド	0.5	<b>粉剤</b> 10 ~ 20 倍に希釈																																								
ワルファリン	0.5 ~ 1	粉剤																																								
クマテトラリル	0.75	粉 <b>剤</b>																																								
第 5 章 p43 下から 13 行目	3 ) <b>ブロッタ</b> 剤	3 ) <b>固型</b> 剤																																								

該当箇所	改訂前	改訂後																																								
第 6 章 p49 表 6-2	<p style="text-align: center;">表 6-2 対象害虫別の殺虫剤区分と関連法律</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象害虫</th> <th>殺虫剤区分</th> <th>関連法律</th> <th>適用</th> <th>所管官庁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛生害虫：ハエ、カ、ゴキブリ、ノミ、シラミ、トコジラミ、イエダニ、屋内塵性ダニ類</td> <td>医薬品、医薬部外品</td> <td>医薬品医療機器等法</td> <td>承認・許可</td> <td>厚生労働省</td> </tr> <tr> <td>家畜・動物害虫：ハエ、ノミ、マダニ、アブ等</td> <td>動物用医薬品、動物用医薬部外品</td> <td>医薬品医療機器等法</td> <td>承認・許可</td> <td>農林水産省</td> </tr> <tr> <td>農業害虫：アブラムシ、ヨトウムシ、ニカメイコバエ、ハダニ等</td> <td>農薬：(農業用殺虫剤、家庭園芸用殺虫剤)</td> <td>農薬取締法</td> <td>登録</td> <td>農林水産省</td> </tr> </tbody> </table>	対象害虫	殺虫剤区分	関連法律	適用	所管官庁	衛生害虫：ハエ、カ、ゴキブリ、ノミ、シラミ、トコジラミ、イエダニ、屋内塵性ダニ類	医薬品、医薬部外品	医薬品医療機器等法	承認・許可	厚生労働省	家畜・動物害虫：ハエ、ノミ、マダニ、アブ等	動物用医薬品、動物用医薬部外品	医薬品医療機器等法	承認・許可	農林水産省	農業害虫：アブラムシ、ヨトウムシ、ニカメイコバエ、ハダニ等	農薬：(農業用殺虫剤、家庭園芸用殺虫剤)	農薬取締法	登録	農林水産省	<p style="text-align: center;">表 6-2 対象害虫別の殺虫剤区分と関連法律</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象害虫</th> <th>殺虫剤区分</th> <th>関連法律</th> <th>適用</th> <th>所管官庁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛生害虫：ハエ、カ、ゴキブリ、ノミ、シラミ、トコジラミ、イエダニ、屋内塵性ダニ類</td> <td>医薬品、医薬部外品</td> <td>医薬品医療機器等法</td> <td>承認・許可</td> <td>厚生労働省</td> </tr> <tr> <td>家畜・動物害虫：ハエ、ノミ、マダニ、アブ等</td> <td>動物用医薬品、動物用医薬部外品</td> <td>医薬品医療機器等法</td> <td>承認・許可</td> <td>厚生労働省、 農林水産省</td> </tr> <tr> <td>農業害虫：アブラムシ、ヨトウムシ、ニカメイコバエ、ハダニ等</td> <td>農薬：(農業用殺虫剤、家庭園芸用殺虫剤)</td> <td>農薬取締法</td> <td>登録</td> <td>農林水産省</td> </tr> </tbody> </table>	対象害虫	殺虫剤区分	関連法律	適用	所管官庁	衛生害虫：ハエ、カ、ゴキブリ、ノミ、シラミ、トコジラミ、イエダニ、屋内塵性ダニ類	医薬品、医薬部外品	医薬品医療機器等法	承認・許可	厚生労働省	家畜・動物害虫：ハエ、ノミ、マダニ、アブ等	動物用医薬品、動物用医薬部外品	医薬品医療機器等法	承認・許可	厚生労働省、 農林水産省	農業害虫：アブラムシ、ヨトウムシ、ニカメイコバエ、ハダニ等	農薬：(農業用殺虫剤、家庭園芸用殺虫剤)	農薬取締法	登録	農林水産省
対象害虫	殺虫剤区分	関連法律	適用	所管官庁																																						
衛生害虫：ハエ、カ、ゴキブリ、ノミ、シラミ、トコジラミ、イエダニ、屋内塵性ダニ類	医薬品、医薬部外品	医薬品医療機器等法	承認・許可	厚生労働省																																						
家畜・動物害虫：ハエ、ノミ、マダニ、アブ等	動物用医薬品、動物用医薬部外品	医薬品医療機器等法	承認・許可	農林水産省																																						
農業害虫：アブラムシ、ヨトウムシ、ニカメイコバエ、ハダニ等	農薬：(農業用殺虫剤、家庭園芸用殺虫剤)	農薬取締法	登録	農林水産省																																						
対象害虫	殺虫剤区分	関連法律	適用	所管官庁																																						
衛生害虫：ハエ、カ、ゴキブリ、ノミ、シラミ、トコジラミ、イエダニ、屋内塵性ダニ類	医薬品、医薬部外品	医薬品医療機器等法	承認・許可	厚生労働省																																						
家畜・動物害虫：ハエ、ノミ、マダニ、アブ等	動物用医薬品、動物用医薬部外品	医薬品医療機器等法	承認・許可	厚生労働省、 農林水産省																																						
農業害虫：アブラムシ、ヨトウムシ、ニカメイコバエ、ハダニ等	農薬：(農業用殺虫剤、家庭園芸用殺虫剤)	農薬取締法	登録	農林水産省																																						
第 6 章 p49 下から 13,11,7 行目	<p>医薬品医療機器等法の定義による医薬品とは、人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物、人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物などで、機械器具等でないものをいいます。殺虫<del>殺</del>鼠<del>殺</del>剤なども含まれます。「医薬部外品」とは、人又は動物の保健のためにするねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防除の目的のために使用される物、機械器具等でないものであって、人体に対する作用が緩和なものをいいます。医薬品医療機器等法に基づき、医薬品・医薬部外品として承認を得るためには、安全性試験や有効性試験などが必要です。なお、防除のために用いる医薬部外品については、容器包装に「防除用医薬部外品」と記載されています。厚生労働大臣の承認・許可を受けずに製造販売すると 3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金、またはこれを併科されます。</p>	<p>医薬品医療機器等法の定義による「医薬品」とは、人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物、人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物などで、機械器具等でないものをいいます。殺虫剤・<b>忌避剤</b>なども含まれます。「医薬部外品」とは、人又は動物の保健のためにするねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防除の目的のために使用される物、機械器具等でないものであって、人体に対する作用が緩和なものをいいます。医薬品医療機器等法に基づき、医薬品・医薬部外品として承認を得るためには、安全性試験や有効性試験などが必要です。なお、防除のために用いる医薬部外品の<b>殺虫・殺鼠剤、忌避剤</b>については、容器包装に「防除用医薬部外品」と記載されています。厚生労働大臣の承認・許可を受けずに製造販売すると 3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金、またはこれを併科されます。</p>																																								
第 6 章 p52 下から 1 行目	<p>6-5-7 忌避剤 忌避剤は、カ、ノミ、シラミ、ダニなどによる吸血<del>害</del>被害を防ぐ目的で使用されます。ヒトの皮膚や衣服に塗布して用いられます。ジエチルトルアミド(一般名ディート)、イカリジンが代表的な忌避剤です。</p>	<p>6-5-7 忌避剤 忌避剤は、カ、ノミ、シラミ、ダニなどによる吸血被害を防ぐ目的で使用されます。ヒトの皮膚や衣服に塗布して用いられます。ジエチルトルアミド(一般名ディート)、イカリジンが代表的な忌避剤です。 <b>また、吸血被害の他にも単に不快害虫の侵入や飛来を防ぐ目的で、ピレスロイド系薬剤を主成分とする、蒸散・噴霧・樹脂練りこみ式などの忌避剤・資材があります。</b></p>																																								
第 6 章 p54 下から 13-11 行目	<p>(3) 懸濁剤<del>＝</del>マイクロカプセル剤 有効成分を特殊な化合物で被覆したり吸着させたりした上で、界面活性剤を加えたものです。<del>フロアブル剤とも呼ばれています。</del> IGR のメトプレンを活性炭微粉末に吸着させた 10%懸濁剤(アルトシッド 10F)、プロベタンホスを樹脂で被覆した 20%マイクロカプセル化懸濁剤等があります。</p>	<p>(3) 懸濁剤(マイクロカプセル剤・<b>フロアブル剤</b>) 有効成分を特殊な化合物で被覆したり吸着させたりした上で、界面活性剤を加えたものです。IGR のメトプレンを活性炭微粉末に吸着させた 10%懸濁剤(アルトシッド 10F)、プロベタンホスを樹脂で被覆した 20%マイクロカプセル化懸濁剤等があります。</p>																																								
第 6 章 p55 5 行目	<p>(7) エアゾール剤 主に家庭用で使用される製剤で、耐圧ボンベの中に殺虫成分とそれを薄めるケロシンなどの溶剤、LPG などの高压ガスの噴射剤が充填されています。噴射ボタンを押すと薬液が噴射されますが、連続して全量が噴射されるタイプもあります。最近では水性、粉末、泡状のエアゾール<b>製剤</b>もあります。</p>	<p>(7) エアゾール剤 主に家庭用で使用される製剤で、耐圧ボンベの中に殺虫成分とそれを薄めるケロシンなどの溶剤、LPG などの高压ガスの噴射剤が充填されています。噴射ボタンを押すと薬液が噴射されますが、連続して全量が噴射されるタイプもあります。最近では水性、粉末、泡状のエアゾール剤もあります。</p>																																								
第 7 章 p63 下から 7 行目	<p>チカイエカなどのカのカの捕獲トラップです。誘引はドライアイスを使い、穴や隙間を作った保温性のある容器に入れて、トラップの上や横に隣接させて設置します。</p>	<p>チカイエカなどのカのカの捕獲トラップです。誘引はドライアイス<b>または炭酸ガスボンベ</b>を使い、穴や隙間を作った保温性のある容器に入れて、トラップの上や横に隣接させて設置します。</p>																																								
第 7 章 p68 10 行目	<p>(5) 安全ベルト はしごを使つての高所や天井裏での作業のときに、墜落防止のために安全帯を着用します。 フックが 2 個付いている安全帯を使うと、常に 1 個以上がつかがれているので、より安全性が高くなります。</p>	<p>(5) <b>墜落制止用器具</b> 高さ 2m 以上の高所作業で作業床を設けることが困難な場合等は、原則としてフルハーネス型の墜落制止用器具の使用が義務付けられています。高さが 6.75m 以下では胴ベルト型を使用できます。<b>(第 8 章 8-6(4) 高所作業 参照)</b></p>																																								
第 7 章 p68 14 行目	<p>(6) ヘルメット はしごを使つての高所や天井裏での作業のときに着用します。誤って墜落した場合に頭部を保護することができます。</p>	<p>(6) ヘルメット 高さ 2m 以上の高所作業では安全のためにヘルメットの着用が義務付けられています。天井裏や機械室等での作業でも着用して頭部を保護しましょう。<b>(第 8 章 8-6(4) 高所作業 参照)</b></p>																																								

該当箇所	改訂前	改訂後
第8章 p80 下から7行目	8-2 健康管理 事業所は労働安全衛生法により <b>従事者</b> に定期健康診断の実施が、従事者は受診が義務付けられていますので、～	8-2 健康管理 事業所は労働安全衛生法により <b>事業者</b> に定期健康診断の実施が、従事者は受診が義務付けられていますので、～
第8章 p82 下から5行目	(3) 薬剤散布時 体より高い場所に処理する場合、薬剤が自分にかからないよう処理方向には十分注意します。また、ノズルやホースにヒビや割れがあれば薬剤が噴出して体にかかったり周囲を汚したりするので、散布器具類は <b>毎日</b> 点検しておきます。	(3) 薬剤散布時 体より高い場所に処理する場合、薬剤が自分にかからないよう処理方向には十分注意します。また、ノズルやホースにヒビや割れがあれば薬剤が噴出して体にかかったり周囲を汚したりするので、散布器具類は <b>使用前に必ず</b> 点検しておきます。
第8章 p86 下から5行目	(4) 高所作業 2m以上の作業は高所作業になります。ハシゴは必ず平らで一定以上の角度が保てる場所を選んで設置し、ハシゴを保持する人と二人で作業を行うようにします。脚立は開き止めを必ずかけ、天板に乗ったり、天板をまたいだ作業は止めましょう。また昇降時には手に物を持たず、作業用の腰ベルトなどに収めましょう。より高い場所ではヘルメットと安全帯を必ず着用します。	(4) 高所作業 <b>高さ2m以上での作業は高所作業となり、墜落制止用器具やヘルメットの着用が義務付けられています。ヘルメットは、脚立やトラックの荷台からの転落事故が多発しているため、1m未満の場所でも着用を推奨します。</b> <b>ハシゴを使用する際は必ず平らで一定以上の角度が保てる場所を選んで設置し、補助者をつけて作業を行いましょう。脚立は開き止めを必ずかけ、天板に乗ったり、天板をまたいだりする作業はやめましょう。また昇降時には手に物を持たず、作業用の腰ベルトなどに収めましょう。</b> <b>高さ2m以上の高所作業で作業床を設けることが困難な場合等は、原則としてフルハーネス型の墜落制止用器具の使用が義務付けられています。フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に達する恐れのある場合(高さが6.75m以下)では胴ベルト型が使用できません。墜落制止用器具のうちフルハーネス型を使用する場合は、あらかじめ学科及び実技による特別教育が必要です。特別教育を修了していない者が作業に従事すると法令違反となり罰金が科せられます。</b>
第8章 p87 8行目	(7) 排水槽内での作業 汚水槽・雑排槽・湧水槽の内部など酸欠の恐れがある場所では、労働安全衛生法に定める酸素欠乏症等防止規則に基づき、酸素欠乏危険作業主任者等の下で酸素濃度、硫化水素濃度を測定( <del>酸素濃度18%以上、硫化水素濃度10ppm以下</del> )し、安全を確認したうえで、特別教育を受けた者が作業に従事しなければなりません。	(7) 排水槽内等での作業 汚水槽・雑排槽・湧水槽の内部など <b>酸素欠乏等の恐れがある場所には入りません。やむを得ず入る場合</b> 、労働安全衛生法に定める酸素欠乏症等防止規則に基づき、酸素欠乏危険作業主任者等の下で酸素濃度(18%以上)、硫化水素濃度(10ppm以下)を測定し、安全を確認したうえで、特別教育を受けた者が作業に従事しなければなりません。
第8章 p88 12行目	8-7-2 作業による影響 (1) <b>衝突</b> 、落下による破損・汚損	8-7-2 作業による影響 (1) <b>衝突</b> 、落下による破損・汚損
第9章 p99 13行目	1) 既製毒餌 既製の毒餌は基材の劣化を防ぐために乾燥してあるので、喫食率が低い欠点がありますが、他に餌がない場所などでは有効です。他にも袋入りや、パラフィンでブロック状に固めた <b>製剤があります。パラフィンブロック剤は</b> 、変質しにくく、耐水性が <b>あります</b> から、下水や厨房など水がかかりやすい場所で使用します。	1) 既製毒餌 既製の毒餌は基材の劣化を防ぐために乾燥してあるので、喫食率が低い欠点がありますが、他に餌がない場所などでは有効です。他にも袋入りや、パラフィンでブロック状に固めた <b>固型剤</b> があり、変質しにくく、耐水性があることから、下水や厨房など水がかかりやすい場所で使用します。
第11章 p119 下から14行目	11-2-3 処理に当たっての注意事項	11-2-3 <b>薬剤</b> 処理に当たっての注意事項
第11章 p119 下から12行目	(1) 槽内に入る際は、酸素欠乏等に注意をします。	(1) <b>薬剤はマンホールの蓋を開け、その位置から投入します。槽内は酸素欠乏・有毒ガス等の危険性があるため入りません。(第8章8-6(7)排水槽内等での作業参照)</b>
第12章 p125 11行目	12-2-3 処理に当たっての注意事項	12-2-3 <b>薬剤</b> 処理に当たっての注意事項